

# 改正労働安全衛生法の概要

-産業医・産業保健機能の強化-

## 1 面接指導等

- ① (安衛則) 一般労働者に対する面接指導の対象を、現行の「1月当たり100時間超」から「1月当たり80時間超」へ見直し。
- ② (安衛法) 研究開発業務に従事する労働者が、長時間労働(安衛則により1月当たり100時間超)を行った場合、申出なしで医師による面接指導の実施を事業者に義務付け(罰則付き。労働者にも受診義務あり。)
- ③ (安衛法) 客観的な方法その他適切な方法により労働時間の状況を把握することを事業者に義務付け。
- ④ (安衛則) 長時間労働者(1月当たり80時間超)に対し、労働時間の状況に関する情報を通知することを事業者に義務付け。

## 2 産業医の独立性・中立性の強化

- ① (安衛法) 産業医は、必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならないものとする。
- ② (安衛則) 産業医に、知識及び能力の維持向上の努力義務。産業医の解任等について衛生委員会への報告を事業者に義務付け。

## 3 産業医に対する情報提供等

- ① (安衛法) 産業医への情報提供を事業者に義務付け。
- ② (安衛則) 提供を義務付ける情報は以下のとおり。
  - ・健康診断、面接指導(長時間労働及びストレスチェック)を実施後の就業上の措置の内容等
  - ・長時間労働者(80時間超の時間外・休日労働)の氏名、超過時間等
  - ・労働者の業務に関する情報(産業医等が健康管理等を行うために必要と認めるもの)

## 4 産業医の権限の明確化

(安衛則) 事業者が与えなければならない産業医の具体的な権限を例示。

- ・事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
- ・労働者から情報収集すること。
- ・緊急時に、労働者に対して必要な措置を指示すること。
- ・衛生委員会に対して調査審議を求めること。

## 5 産業医の勧告の実効性の確保

- ① (安衛則) 産業医が勧告をしようとするときは、あらかじめ事業者の意見を求めるものとする。
- ② (安衛則) 産業医の勧告について、衛生委員会への報告を事業者に義務付け。
- ③ (安衛則) 衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等の記録・保存を事業者に義務付け。

## 6 産業医等に直接健康相談ができる環境整備

- ① (安衛法) 産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を、事業者の努力義務として規定。
- ② (安衛法) 産業医の業務に関する事項等を、労働者に周知することを事業者に義務付け。
- ③ (安衛則) 周知を義務付ける事項は、産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出方法、健康情報の取扱方法

## 7 健康情報の取扱ルールの明確化・適正化

- ① (安衛法・じん肺法) 事業者は、労働者の健康情報を取り扱うに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で取り扱う(本人の同意がある場合等を除く。)
- ② (安衛法・じん肺法) 労働者の健康情報を適正に管理するために必要な措置を事業者に義務付け。
- ③ (安衛法・じん肺法) 厚生労働大臣は、事業者による健康情報の取扱いの適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する(必要に応じて指導等ができる。)

## 8 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針

### <指針の目的>

○労働者が、不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにする。

○事業者が、必要な情報を取得して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにする。

→目的を実現するために、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等を定めたものである。